

NeoSkin メンバーシッププログラム利用規約

この「NeoSkin メンバーシッププログラム利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、医療法人社団愛恵会(以下「当院」といいます。)が提供する会員向け優待プログラム「NeoSkin メンバーシッププログラム」(以下「本プログラム」といいます。)のご利用に関する条件を定めるものです。本プログラムのご利用を希望するお客様は、本規約に同意の上、本プログラムをご利用いただくものとします。

第 1 条 (定義)

本規約において使用する次の用語は、それぞれ次の意味を有するものとします。

- (1) 「会員」とは、本規約に同意の上、第 4 条に基づき入会の申し込みを行い、当院が承諾した個人をいいます。
- (2) 「会員費」とは、本プログラムの利用にあたり、会員が当院に対し支払う費用をいいます。
- (3) 「本契約」とは、会員と当院の間で締結される、本プログラムの利用に係る契約をいいます。
- (4) 「SBC ポイント」とは、当院およびそのほかの SBC メディカルグループのサービスにおいて利用可能な共通ポイントをいいます。

第 2 条 (本規約の適用範囲)

1. 本規約は、会員と当院との間の本プログラムの利用に関わる一切の關係に適用されます。
2. 本規約外における本プログラムの説明・ヘルプ・Q&A・投稿・ガイドライン等(以下「規定等」といいます。)、および当院が随時会員に対し公表または通知する追加の規定等は、本規約の一部を構成するものとします。

第 3 条 (本規約の変更)

1. 当院は、次のいずれかに該当する場合、会員の事前の同意を得ることなく、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当院は、前項により本規約を変更する場合、変更後の本規約およびその効力発生時期を、当院のウェブサイトへの掲載、電子メールその他の適切な方法により会員に周知するものとします。変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生ずるものとします。

第 4 条 (入会申込)

1. 本プログラムの利用を希望する方(以下本条において「申込者」といいます。)は、本規約に同意の上、当院所定の入会の申込手続きに従い、入会を申し込むものとします。
2. 入会申込は、当院が、前項による入会の申し込みを承諾し、申込者に対して入会申込のお手続きの完了を通知したときに完了するものとします。これにより、申込者および当院の間で本契約が成立し、申込者は会員となります。
3. 当院は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、申込者による申し込みを拒否すること、または一度承諾した申し込みを取り消すことができるものとします。この場合、当院は、その理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 未成年の場合
 - (2) 当院に提供された情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (3) 既に本プログラムに入会している場合
 - (4) 過去に本プログラムの全部または一部の利用を停止され、または会員資格を喪失されたことがある場合
 - (5) 第 14 条に定める反社会的勢力に該当する場合
 - (6) その他、当院が入会申込みの承諾をすることが適切でないと判断した場合

第 5 条 (会員制度)

1. 本プログラムは、月額会員制とします。
2. 本プログラムは、会員本人のみが利用できます。
3. 会員資格は、お一人様につき 1 つのみ付与されます。
4. 会員期間は、入会申込に記載された利用開始日から会員が退会する日までとします。ただし、第 12 条により会員が会員資格を喪失した場合には、会員資格を喪失した日までとします。
5. 会員は、会員期間中、次の会員特典を受けることができます。
 - (1) 当院が提供する医療サービスの割引(以下「施術割引」といいます。)
 - (2) SBC ポイントの付与
 - (3) その他、当院が規定等で定めた特典

第 6 条 (会員特典 1: 施術割引)

1. 会員は、当院が提供する医療サービスを利用するにあたり、当該サービス利用料より当院所定の割引を受けることができます。
2. 前項の割引は、当院が別途定める特定の医療サービスまたはほかの割引・キャンペーン等との併用ができない場合があります。

第 7 条（会員特典 2:SBC ポイントの付与）

1. 会員は、会員期間中、毎月当院所定の時期に SBC ポイントを受け取ることができます。
2. 本プログラムで付与する SBC ポイントの種別および有効期限は、次のとおりです。
 - (1) （ポイントの種別）
本プログラムで付与される SBC ポイントの種別は、有償ポイントと無償ポイントで構成されます。
 - (2) （ポイントの有効期限）
本プログラムで付与される SBC ポイントの有効期限は、有償ポイントが付与日から 6 か月、無償ポイントが保有ポイント残高の変動日から 1 年です。
3. SBC ポイントは、合算、現金への換金、第三者への譲渡、貸与、質入れまたは担保に供することはできません。
4. 前項各号のほか、SBC ポイントに関する詳細な利用条件は、当院が別途定める「SBC グループポイント会員規約」（<https://www.s-b-c.net/about/campaign/point/terms/>）および公式ウェブサイトの記載に従うものとします。

第 8 条（会員費等および支払方法）

1. 本プログラムの入会金は、無料とします
2. 本プログラムの会員費は、月額 9,500 円(税込)とします。当該会員費は、前払いであり、本プログラムの利用開始初月から発生し、月の途中での日割計算は行いません。
3. 会員は、当院に対し、本プログラムの利用の有無にかかわらず、当院が定める方法(クレジットカード決済の場合は、会員名義のものであって当院にて決済が可能なカードとします。)により、当院が定める期日までに会員費を月単位で支払うものとします。なお、一度支払われた会員費については返還いたしません。
4. 会員が会員費を支払期日までに支払わない場合、当院は、会員に対し、未払いの会員費を当院が指定する方法および期日により支払うよう求めることができます。この際に必要となる諸費用については、会員の負担とします。

第 9 条（会員情報の変更）

1. 会員は、当院に提供した会員情報に変更があった場合は、速やかに当院にその変更後の情報を提供するものとします。
2. 当院は、会員により本プログラムの利用がなされた時点で提供された情報に基づき、本プログラムを提供します。会員が前項に基づき会員情報の変更を行わなかったことにより、当該会員にトラブルや損害が発生したとしても、当院は、当院の故意または重過失がある場合を除いて、いかなる責任を負わないものとします。

第 10 条（禁止事項）

1. 会員は、本プログラムの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。
 - (1) 法令もしくは公序良俗に違反する行為、または犯罪行為に関連する行為
 - (2) 本規約に違反する行為、または本規約が定める以外の目的もしくは方法で本プログラムを利用する行為
 - (3) 会員以外の者に本プログラムを利用させる行為、またはほかの会員もしくはその他の第三者に成りすます行為
 - (4) 本プログラムの内容に含まれる著作権、商標権、ほかの知的財産権を侵害する行為
 - (5) 本プログラムによって得られた情報を商業的に利用する行為
 - (6) 本プログラムまたは当院の医療サービスの運営を妨害するおそれのある行為
 - (7) 不正アクセスをする行為、または不正な目的を持って本プログラムを利用する行為
 - (8) ほかの会員に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
 - (9) 本プログラムのほかの会員またはその他の第三者に不利益、損害または不快感を与える行為
 - (10) 当院が許諾しない本プログラムの宣伝、広告、勧誘または営業行為
 - (11) 本プログラムに関連して、第 14 条に定める反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
 - (12) 前各号の行為を試みる行為、または前各号に類する行為
 - (13) その他、当院が不適切と判断する行為
2. 会員は、会員資格、本プログラムを利用する権利、その他の本規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 11 条（退会）

1. 会員は、本プログラムの退会を希望する場合、当院所定の退会手続きを行った上で、退会できるものとします。
2. 退会手続きは、退会を希望する月の 20 日までに当該退会手続きが完了した場合は、当月末日をもって退会となります。21 日以降に当該退会手続きが完了した場合は、翌月の末日をもって退会となります。
3. 会員は、退会日をもって本契約が終了し、本プログラムを全て利用できなくなります。なお、会員期間中に付与された SBC ポイントは、退会後も引き続き利用することができます。

第 12 条（利用停止および会員資格の喪失）

1. 当院は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、何らの通知・催告も行うことなく、直ちに当該会員による本プログラムの全部もしくは一部の利用を停止(会員特典の付与停止を含みます。)し、または当該会員の会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、当院は、本プログラムの利用停止および会員資格の喪失理由を開示する義務を負いません。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 会員費の支払いを怠り、当院が指定する期日までにその支払いがなされない場合
 - (3) 当院に提供された会員情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れがあった場合

- (4) 本プログラムの円滑な運営を妨げるものと当院が判断した場合
 - (5) 第4条(入会申込)第3項各号のいずれか(第3号を除きます。)に該当した場合
 - (6) 第10条(禁止事項)に定める禁止行為を行った場合
 - (7) 第14条(反社会的勢力の排除)の定め違反した場合
 - (8) その他、当院が本プログラムの利用を停止し、または会員資格を喪失させる相当の理由があると当院が判断した場合
2. 会員が前項に基づき会員資格を喪失した場合は、喪失日をもって本契約が終了し、本プログラムを全て利用できなくなります。この場合、当院は、会員期間中に付与されたSBCポイントについて、その有効期間にかかわらず失効させることができるものとします。
 3. 第1項に基づく会員資格の喪失または本プログラムの利用停止により、会員または会員であった者に損害が生じた場合であっても、当院は当院の故意または重過失がある場合を除いて、いかなる責任を負わないものとします。また、当院は、会員資格喪失時に会員であった者の支払い済みの会員費の返還はいたしません。

第13条(会員の責任)

1. 会員は、本プログラムの利用に関連して、自己の責めに帰すべき事由により当院に損害を与えた場合、当院に対して、当該損害を賠償するものとします。
2. 会員は、本プログラムの利用に関連して、会員が第三者に損害を与え、または第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用でこれを解決するものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超える不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当院の信用を毀損し、または当院の業務を妨害する行為
 - (5) その他、前各号に準ずる行為

第15条(本プログラムの変更、中断および終了等)

1. 当院は、本プログラムの全部もしくは一部の内容を変更し、または本プログラムの一時的な中断をすることができるものとします。この場合、当院は、その影響および本プログラムの運営状況などに照らし、適切な時期および適切な方法により、会員に周知または通知を行います。
2. 当院は、相当な予告期間をもって会員に通知した上で、本プログラムの提供を終了することができるものとします。
3. 当院は、当院が本条に従ってとった措置に起因して会員に生じた損害について、当院の故意または重過失がある場合を除いて、いかなる責任を負わないものとします。

第16条(個人情報)

当院は、会員の個人情報について、当院のウェブサイト(https://www.s-b-c.net/p_policy/)において公開するプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。なお、会員のクレジットカード情報は、決済代行会社において処理されるため、当院では当該情報を保持いたしません。

第17条(免責)

1. 当院は、会員が本規約に違反したことにより生じるトラブルや損害について、当院の責めに帰すべき事由がない限りは、一切関与しないものとし、かつ、一切の責任を負わないものとします。
2. 当院は、本プログラムによって当院の責めに帰すべき事由により会員に損害が発生した場合は、当院はその損害を賠償いたします。ただし、当院が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当院が会員に対して負う責任の範囲は、当院に故意または重過失がある場合を除いて、通常生ずべき直接の損害(逸失利益を除きます。)に限られるものとし、付随的損害、間接損害、特別損害および逸失利益は含まれないものとします。
3. 当院は、天災地変、通信回線・システムの障害、感染症の流行、法令・規則等の制定・改発、その他の当院の責めに帰すべき事由のない不可抗力によって、本プログラムの提供が遅延、中断または停止した場合、または本プログラムの利用に関して会員が損害を被った場合においては、いかなる責任も負わないものとします。

第18条(通知)

1. 本プログラムに関する問い合わせその他会員から当院に対する連絡または通知、および本プログラムの変更、中断、終了に関する通知その他当院から会員に対する連絡または通知は、当院の定める方法で行うものとします。
2. 当院が登録情報に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡または通知を行った場合、会員は、当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第19条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項の全部または一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合で

あっても、無効または執行不能とされた部分以外のすべての定めは、継続して完全に効力を有するものとします。

第 20 条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合には、会員と当院の間で誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとします。

第 21 条（準拠法および裁判管轄）

本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。会員と当院との間の本規約または本プログラムに起因したまたは関連する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2025 年 6 月 13 日 制定